

廿日市市週休2日適用工事の実施に関するQ&A

【週休2日の定義】

Q1：工事着手とはいつのことを指すのか？

A1：現場事務所の設置、測量、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場での作業を開始する時点です。

Q2：「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」（実施要領 2 定義（1）（オ））とはどのような作業か？

A2：・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
・風飛散対策等の第三者災害の防止作業
・現場内の定期的な巡回パトロールや緊急時の安全パトロール
・現場内に存知したポンプや発電気等の機器の維持管理や重機等の保守点検
・コンクリートの養生等、品質を確保するうえで必要な作業
・現場内の交通誘導警備。

Q3：「受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」（実施要領 2 定義（1）カ（ウ））の現場作業とは、具体的にどのようなものか？

A3：具体的には次の作業が該当します。
・現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業
（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など）
・道路占有者（下水・電気・ガス・NTT等）、他の行政機関（市町等）の発注工事との調整に伴い、土日に行う作業
・第三者による事故や住民からの要望等で土日に行う作業（商店等から休日施工を要望されて土日に作業をする場合など）

Q4：対象期間は、雨天等を考慮した不稼働日を含んだ期間なのか？

A4：不稼働日を含んだ期間です。

Q5：工事着手後、しばらくの間は現場が稼働せず、工事が本格稼働した後は日曜日のみを休工日とする場合に、不稼働の期間を対象期間に含めてよいのか？

A5：現場が稼働していない期間は、一時中止の期間と同様に対象期間外となります。現場稼働後に、関連工事等の進捗状況により、受発注者で協議したうえで作業不能（現場閉所）となった期間も同様に対象期間外です。

Q6：予報により台風接近や豪雨予想により作業を予め中止とし閉所したが、現場内巡回パトロールを含め現場事務所で職員が待機となった場合、閉所の扱いとなるのか？

A6：現場内パトロールは現場閉所扱いとなります。台風などの自然要因による現場事務所待機は現場閉所となります。

Q7：工事着手前に「様式1 計画・実施工程表」により、監督職員と週休2日の日を確認しておくが、雨天等で例えば明日を急に休日としたい場合（施工予定日を休日に変更）、事前に共有している休日を施工日に変更してよいか？

A7：降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとしています。現場閉所日の変更については、直前でも監督員との協議により受発注者間で工程共有することで、その都度変更が可能となります。

Q8：午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱うのか？また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合、合わせて1日閉所として扱うのか？

A8：原則、1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日閉所は扱いません。月曜日午後から火曜日午前の連続した現場閉所については、一般的に両日とも出勤日として扱うと考えるため閉所日として扱いません。

Q9：平日の現場閉所日に主任技術者等が現場事務所でなく、本社で書類作成をした場合は、現場閉所日となるのか？

A9：現場閉所とは、工事施工箇所において材料搬入等を含めて、一切の現地作業を行わない状態を言います。現場閉所日に本社で書類を作成した場合は、現行制度では現場閉所として扱うことは可能です。ただし、時間外勤務、休日出勤などがないよう、本制度の趣旨に沿った対応をお願いします。

Q10：現場閉所日の日数が、週によりバラバラで、対象期間での月単位または通期の平均現場閉所率が4週8休の28.5%以上となっているが、月単位または通期で週休2日を達成したことになるのか？（完全週休2日対象の建設工事を除く）

また、月単位の現場閉所率において、28日に満たない期間の確認はどうなるのか？

A10：週により現場閉所日数が変動してもかまいません。対象期間中、毎週同じ現場閉所率である必要はありません。現場着手日（現場に継続的に常駐を開始した最初の日）から現場完了日までの対象期間での月単位または通期の現場閉所日数を整理することとなります。ただし、週休2日工事の趣旨を理解し、休日取得の平準化に努めて下さい。

なお、28日に満たない期間（工期末の期間など）は、月単位の判定から除外し、通期の判定に含まれます。そして、通期で4週8休以上の現場閉所の達成がなされれば、月単位の週休2日を達成したとみなされます。（※あくまでも月単位の達成は、通期での達成が前提となります。実施要領 2定義（1）エ）

Q11：天候不良が予想されて前日など事前にA現場を休工とした時、該当する作業員が、他のB現場にて従事した場合にも、A現場は閉所日として扱われると解釈してよいか？

A11：A現場とB現場が異なる発注の工事現場の場合、A工事現場は現場閉所していることから、現場閉所日として扱います。

ただし、A現場とB現場が同じ発注工事の場合、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本としていることから、現場閉所として扱いません。

いずれの場合も、時間外勤務、休日出勤などがないよう、本制度の趣旨に沿った対応をお願いします。

Q12：当初、土日閉所で週休2日を行っていたが、工事終盤に降雨、降雪等により作業不能日が続いた場合、工期の延長は認められるのか？

A12：通常想定される気象条件による作業不能日は、不稼働日として工期に含まれているため、工期の延長は認められません。

暴風、豪雨、洪水、地震その他自然的または人為的な事象であって受注者の責に帰することができない事象が発生し、施工ができないと認められる場合は、工事中止することで工期の延長が認められます。

Q13：週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できなくなったが、これを理由に工期延期は認められるのか？

A13：当初の工期は土曜日、日曜日及び祝日のほか、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間等を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じた不測の日数については、従来どおり協議を行ってください。週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できないという理由だけでは、工期延期は認められません。

Q14：週休2日の現場閉所率及び交替制の休日率の確認方法は？

A14：現場閉所率及び休日率については、「様式1 計画・実施工程表」等を用いて、着手前の施工計画書へ記載された計画や工事期間中における月毎の休日取得状況が確認出来る書類の提出（毎月7日まで）を経て、完了時に月単位または通期の現場閉所率及び休日率を確認することとなります。

（※実施要領 5 実施方法（1）、（2））

【成績評価について】

Q15：受注者の責により、月単位の週休2日又は週休2日交代制に取組む姿勢が見られなかった場合は、必要に応じ、工事成績評価の「法令遵守等」で減ずるとあるが、こういった場合が対象か？

A15：完全週休2日対象工事であれば、提出された工程表が月単位の週休2日の取得を前提としていない、月単位又は通期の週休2日対象工事であれば、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合などが対象です。

（※実施要領 7 工事成績評価）

Q16：完全週休2日、月単位の週休2日、通期の週休2日対象工事において、それぞれ週休2日が達成された場合、工事成績評価の評価はどのようなのか？

A16：監督員の「工程管理」「☐ 休日の確保を行っている。」の項目で評価します。

【発注方法及び変更契約について】

Q17：地域維持業務においても実施対象となるが、道路や公園等の年間維持管理工事、地域包括維持管理業務の発注形式は？

A17：現場閉所が困難なため、週休2日交替制の月単位で発注します。（※実施要領 3 対象工事（2）ア）

Q18：対象工事を「全ての工事及び地域維持業務」としているが、発注方法の進め方と未達成の場合の変更契約はどうするのか？

A18：全ての工事について、月単位の発注者指定型で実施するものであり、当初設計時において、月単位での現場閉所の補正係数を乗じて設計計上し、発注します。

なお、対象期間において現場閉所率の達成状況が、月単位の4週8休に満たなかった場合は、通期の4週8休以上の経費に変更をし、通期の4週8休を達成できなかった場合は、補正係数を除いて減額変更契約を行います。（※実施要領 6 経費等の補正（1）、（2））

Q19：対象期間が1ヶ月未満（28日未満）の工事の発注形式（月単位 or 通期）は？

A19：対象期間が1ヶ月未満の場合も、原則、月単位の週休2日又は週休2日交替制で発注します。

なお、28日に満たない期間は、通期で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる場合に月単位の週休2日を達成しているとみなされます。（※実施要領 2 定義（1）エ）

Q20：対象期間が1週間未満の工事についても、週休2日を適用するのか？

A20：舗装工事や機械設備工事などで想定される、対象期間が1週間未満の工事については、対象外とします。（※実施要領 3 対象工事）

Q21：少額随意契約の工事（200万円未満）についても、週休2日を適用するのか？

A21：契約金額に関わらず原則、月単位の週休2日または週休2日交替制で発注します。

（※実施要領 3 対象工事（1）、（2））

現場閉所率及び休日率の確認方法については、Q14のとおりです。

Q20：単価契約工事についても、週休2日を適用するのか？

A20：対象期間が1週間未満の工事が主と想定されるため、当初発注時は補正せずに発注してください。

対象期間が1週間以上となる工事を契約する場合は、月単位の週休2日または週休2日交替制の補正をし、契約してください。

【制度や積算について】

Q21：国庫補助の工事において、週休2日による経費の補正による工事費の増額分は、国補対象となるのか？

A21：国補対象になります。